

令和4年第8回農業委員会総会

1 日 時 令和4年9月27日(火)
午前10時00分～午前10時12分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
5	小川 裕希恵		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典

令和4年第8回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年9月27日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第17号	農地法第5条の規定による許可取消願について
日程第2	議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	報告第11号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転 用届出の専決処理について
日程第4	報告第12号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転 用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第8回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席ください。

会 長

おはようございます。本日はお忙しい中総会に出席していただきありがとうございます。これより着座にて進行させていただきます。本日の出席委員11名中10名(欠席1名)で定足数に達しておりますので、これより、令和4年第8回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、6番古木麻知子委員、7番島原順二委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第17号「農地法第5条の規定による許可取消願について」を議題といたします。同じく日程第2議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」は関連がありますので、二つの議題について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第17号「農地法第5条の規定による許可取消願について」ご説明いたします。議案書は2ページ、3ページ、地図は6ページをご覧ください。これは令和4年8月総会において許可された農地法第5条案件のうち、順位5号及び順位12号について、相続人代表への委任状という形で申請・許可されたものですが、譲渡人の都合で相続人が変わったことで、譲渡人が異なることになったため、取消願が提出されたものです。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、議案書は4ページ、5ページ、地図は同じく6ページをご覧ください。議案書のとおり、相続人の変更に伴う真正な譲渡人と譲受人による申請が提出されました。順位1の申請地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の2筆で登記地目は田、面積は2筆合計561㎡です。順位2の申請地は、栗谷町小栗林字沖ノ久保〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の2筆で登記地目は田、面積は2筆合計600㎡です。また、許可申請目的は8月総会時と変更はありません。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件について、地区担当委員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

今説明がありましたとおり、問題ありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。今回は私が現地調査員を務めましたので発言します。石井委員のとおり問題ありません。本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件につきまして、議案第1号取消願を受理し、議案第2号の申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第3報告第11号「農地法第4条第1項第8号の規定による

農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第11号について事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。議案書は8ページ、地図は9ページをご覧ください。届出地は、東栄一丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は482㎡東栄一丁目〇〇番〇〇、地目は田、面積は109㎡東栄一丁目〇〇番〇〇、地目は田、面積は62㎡東栄一丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は338㎡東栄一丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は211㎡です。転用目的は、届出人が当該土地を駐車場とするためです。一部駐車場として利用している部分があることについて、始末書が提出されております。申請地の東側にはゆめマート、南側はさかえ公園となっていて、周囲に住宅が多く駐車場が不足しているようです。地区担当委員さんからも、周辺の農地に特に影響はないというご意見をいただいております。8月23日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見は「なし」と認めます。続きまして、日程第4報告第12号「農地法第5条 第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第12号について事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。議案書は10ページ、地図は11ページをご覧ください。届出地は西栄三丁目〇〇番、地目は畑、面積は357㎡です。譲受人は不動産業を営んでおり、転用目的は分譲用宅地として販売するためです。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。9月1日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第8回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。